

岩手県告示第886号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成22年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 |
|-----------|-------------|
| 一関市 | 一関市三関字神田 |
| 釜石市 | 釜石市甲子町第10地割 |

2 調査期間 平成22年10月13日から平成23年3月31日まで